

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

② 無形固定資産……………計上資産なし。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、実質価格が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価格で計上しています。

(3) 有形固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しています。

② 無形固定資産

計上資産なし

③ リース資産

計上資産なし

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不能欠損率により計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③ 退職手当引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における自己都合退職要支給額を計上しています。

④ 損失補償引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

計上なし

② オペレーティング・リース取引

計上なし

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式としています。

② 物品およびソフトウェアの計上基準

取得価額が原則 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

原則、法人税基本通達による資本的支出と修繕費の区分に則しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

平成 28 年度から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき財務書類を作成しています。

(2) 表示方法の変更

「総務省方式改訂モデル」から「統一的な基準」の表示に変更しています。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

3 重要な後発事象

該当なし

4 偶発債務

該当なし

## 5 追加情報

### (1) 対象範囲（対象とする会計）

- 一般会計
- 公共用地先行取得事業特別会計
- 住宅資金等貸付事業特別会計

### (2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

普通会計は一般会計等の対象範囲に加えて、結城南部土地区画整理事業の一部を合算したものです。

### (3) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

### (4) 端数処理等

各項目の金額を表示単位未満で四捨五入により処理しているため、合計金額が一致しない場合があります。

### (5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	10.5%	27.5%

### (6) 繰越事業に係る将来の支出予定額

<一般会計>

繰越明許費	320,645 千円
継続費通次繰越	86 千円
合計	320,731 千円

### (7) 基準変更による影響額等

総務省方式改訂モデルによる普通会計ベースの平成 27 年度貸借対照表における、「有形固定資産」と「売却可能資産」を合わせた「公共資産合計」61,780,602 千円は統一的な基準に基づく固定資産評価基準の変更による影響で、12,845,410 千円増加しています。

### (8) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

積立不足はありません。

(9) 基金借入金（繰替運用）の内容

繰替運用はありません。

(10) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政  
需要額に含まれることが見込まれる金額

14,888,717 千円

(11) 将来負担に関する情報（財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

将来負担額 25,069,536 千円

充当可能財源等 22,563,628 千円

標準財政規模 10,514,736 千円

普通交付税算入額 1,419,252 千円

(12) 純資産における固定資産等形成分・余剰分（不足分）の内容

固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、原則として固定資産等の形態で保有されます。また、余剰分（不足分）とは、消費可能な資源の蓄積をいい、原則として金銭の形態で保有されています。

(13) 基礎的財政収支（プライマリーバランス）

業務活動収支（支払利息支出を除く。） 996,132 千円

+ 投資活動収支 △1,028,059 千円

基礎的財政収支 △31,927 千円

(14) 一時借入金の状況

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 2,000,000 千円

一時借入金に係る利子額 155 千円

(15) 重要な非資金取引

該当ありません。